

事務所費の公開に当たり

1月29日の代表質問でも申し上げた通り、昨年末以来問題となっている資金管理団体の事務所費にかかわる架空計上・経費付け替え・虚偽記載等について、まずは国民の政治不信を払拭し、その上でまともな政策論議をスタートさせるために、少なくとも事務所費については閣僚、与党幹部、また野党を代表して私が詳細を公表すべきだと提案してまいりました。

しかし、これまでの衆議院予算委員会等の審議で明らかなように、総理をはじめとする閣僚、与党幹部は、その詳細を公表する意思が全くないことが判明しましたので、私が率先して、資金管理団体「陸山会」の事務所費の詳細を、領収書、関係書類も含めて、国民の知る権利を代表する報道機関の皆様にご公表いたします。今後は同様に、総理をはじめとする閣僚及び与党幹部の皆様も事務所費の公開に踏み切るよう希望いたします。

つきましては、いくつかの基本的な事柄について、私から申し上げ、皆様のご理解を得たいと思います。

- 1、まず、報道機関の皆様にはすべての前提としてご認識いただきたいことは、「陸山会」の政治資金は税金ではなく、私を支援する方々から頂いた寄付金が原資であるということです。また、その会費は月額1,000円以上としております。したがって私は、文字通りの浄財であるそのお金をより大事に、かつより有効に使うよう常に心がけております。
- 2、政治資金規正法では平成6年の改正により、政治家本人が資金管理団体の代表者になることを義務付けています。それ以前には、秘書やそれに類する人たちが政治団体の代表になっており、いかなる問題が起きても政治家の責任は回避されたことから、責任の所在を明らかにするために政治家本人が代表者になるべきである、というのがその趣旨です。したがって当然、私が「陸山会」の代表者になっております。
- 3、平成11年に政党助成法違反などで国会議員が公的資金を私的に流用した事件に実刑判決が下され、国会でも助成法の見直し等が議論されました。それを契機に、「陸山会」の事務所費についても、公私の区別を従前にも増してはっきりさせようと徹底的に整理してまいりました。
- 4、政治資金規正法の第12条第1項第3号は、政治団体が報告すべき資産として、「土地」「建物」「地上権」「賃借権」など不動産に関する所有権等の権利を規定しており、「陸山会」のすべての資産は、この規定に従って、従来からすべて適正に報告、公開しております。
- 5、政治団体は権利能力なき社団であり、法人としての実質を持ち、不動産その他の資産を自らの名で取得・保有することができますが、権利能力なき社団名義での不動産の登記は、登記実務上の理由から認められておらず、登記は代表者の個人名で行われるべきことになっております。ただし、私は公私の区別をはっきりさせるために、不動産の購入契約は「陸山会」の名で交わし、そのうえその都度、私個人としては購入した不動産に対して何の権利も持っていないことを相互に書面で確認しております。特に現在、話題となっている世田谷区深沢8丁目の土地については、私個人としては何の権利も持っていないことの確認書に加え、あえて売主から買主「陸山会」への売渡証書を付けて、登記済権利証を作成しております。

以上、申し上げたように、私は最初から「陸山会」所有の全ての不動産について、いかなる権利も持っておりません。しかし、最近、私が政界を引退した場合、あるいは私が死亡した場合についても、ご丁寧な解説を付けて、いろいろと報道されております。したがって、この機会にその点について、私の考えを披瀝いたしたいと思います。

まず、今後、私が政界を引退した時に、これらの不動産が、もし「陸山会」の資産として残存していた場合は、その資産は第一に、後進の人たちへの支援のために使いたいと思います。さらには、私がライフワークとして取り組んでまいりました、日米・日中の草の根交流の基金に充てたいと考えております。また、私が死亡した場合も、同様の目的のために使われるよう希望しております。

いずれにしても、報道機関の皆様には、いかなる場合においても、私の意思がきちんと実現されるよう、今後、厳しく監視していただきたく宜しく願いいたします。